

日常生活自立 支援事業

福祉サービスを利用するお手伝いや日常的な金銭管理をお手伝いすることで、高齢者や障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活ができるように支援する事業です。

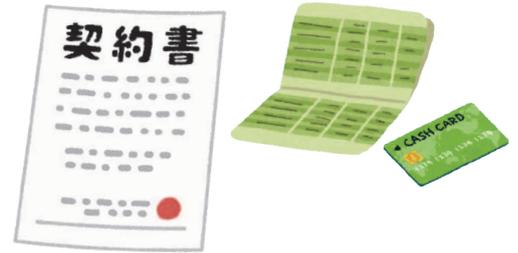
① どんな人が利用できるの？

自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な人や、お金の管理に困っている人で、本人の利用意思に基づいて社協と契約できる人が利用できます。



② どんなことをしてくれるの？

- ① 福祉サービスを安心して利用できるようお手伝いします。
- ② 生活に必要なお金の出し入れをお手伝いします。
- ③ 預金通帳や印鑑、重要な書類などをお預かりします。



③ 利用するのに料金はかかるの？

相談や契約書類などの作成は無料です。預貯金の払戻しや支払いといった支援については、1時間1,200円となります。
※住民税非課税世帯、生活保護世帯の人には公費助成があります。

■ 問合せ先
在宅支援課 権利擁護グループ
☎26-3928(直通)

～地区社協の活動紹介～

社協では9地区にある各地区社会福祉協議会活動を支援しており、
地域の特性に合わせた事業を推進しています。

渋川地区社会福祉協議会は、渋川地区の自治会や民生委員児童委員協議会、老人クラブ、ボランティアグループ等から選出された42人の役員によって構成され、地域福祉の増進のため活動しています。

5月11日(木)に令和5年度定期総会を開催し、令和4年度事業報告及び収支決算の報告や、令和5年度事業計画及び予算、役員を選任について協議しました。

コロナ禍の影響で、数年間思うように事業を実施することができずにいましたが、今年度はバスハイク事業や高齢者見守り事業を自主事業として実施する予定です。

【問合せ先】 地域福祉課
☎25-0500

